

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を行う方に補助金を交付します。

事業対象住宅(危険住宅)

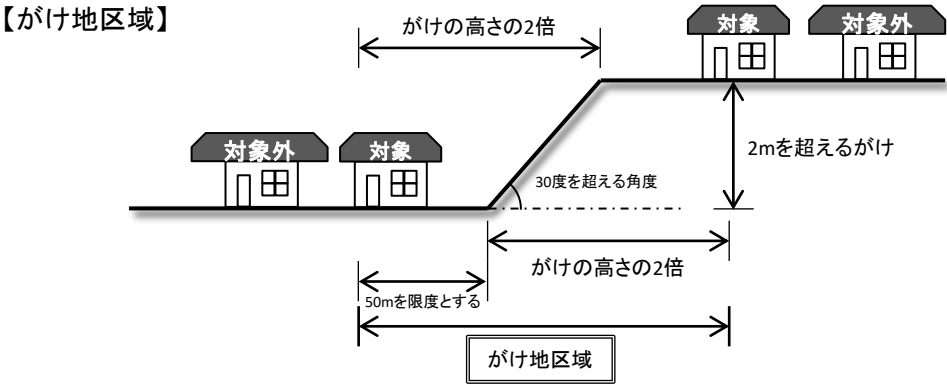
- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する区域内にある既存不適格住宅※
- ※「既存不適格住宅」とは、区域が指定された際に、その区域に存する住宅、または建築工事中であった住宅をいいます。
 - ※次のような場合は原則として対象としません。
 - ①住宅部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの
 - ②企業等が所有している社宅、寮等

(1) 災害危険区域

(急傾斜地崩壊危険区域及び個別指定区域(地すべり、山崩れ、がけ崩れ))

(2) がけ地近接

(以下の区域内の危険住宅で昭和47年12月以前に建築されたもの)



(3) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

助成の内容

金額は令和6年度時点のもの

	補助対象	補助可金の限度額
除 却 等 費	危険住宅の除却等に要する費用	1戸あたり 97万5千円+除却費 〔 引越費用等 97万5千円 除却費用 3万2千円/㎡ 〕
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)に要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金 利子 (年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用	1戸あたり 421万円 〔 建物 325万円 土地 96万円 〕

※移転を行う前年度の8月頃までに市町村担当課との事前協議を行う必要があります。
※補助対象住宅の除却等や移転先住宅の建設又は購入については、補助を受ける年度内に完了させる必要があります。
※建物助成費のみの補助は受けられません。
※住宅を新築する場合は、省エネ基準に適合するものが対象となります。